

第 17 回

江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会  
会 議 録

開 会 平成15年 9月 8日(月)午後7時

閉 会 平成15年 9月 8日(月)午後9時

江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会



第17回 江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録

召集年月日	平成15年9月8日(月)					
召集の場所	大柿町中央公民館 大集会室					
開会日時及び宣告	平成15年9月8日(月)午後7時			議長	平口 武	
会議録署名委員	上松利枝			丸新マサエ		
委 員  出席 38名 欠席 3名	委員氏名		出欠	委員氏名		出欠
	会長	平口 武		委員	山中孝博	
	副会長	曾根 薫		委員	西中克弘	
	副会長	大津克彦		委員	坪木法子	
	副会長	松井 晃		委員	辻井知明	
	委員	伊藤 富美雄		委員	松岡 則文	
	委員	山木 信勝		委員	小西 ヒフミ	
	委員	才野 久男		委員	丸上 達三	
	委員	竹本 公彦		委員	田中 達美	
	委員	前田 鎮夫		委員	沖 也寸志	
	委員	新家 毅		委員	久保田 正信	
	委員	上松利枝		委員	濱野 博道	
	委員	橘 隆信		委員	竹田 徹男	
	委員	津田 紘吏		委員	丸石 正男	
	委員	加藤 軍一		委員	重田 真澄	
	委員	新家 勇二		委員	村上 浩司	
	委員	中島 勝		委員	青木 早苗	
	委員	大原 和義		委員	澤 裕幸	
	委員	西濱 英之		委員	上田 武弘	
	委員	丸新マサエ		委員	林 岩雄	
	委員	木葉 登喜夫		委員	原田 繁一	
委員	川野 保					

顧問 オブザーバー	顧問氏名		出欠	オブザーバー氏名		出欠
	顧問	城戸常太		オブザーバー	佐原捷三	
	顧問	山田利明		オブザーバー	増井忠男	
	顧問	河原実俊		オブザーバー	横山修三	
	顧問	沖井修		オブザーバー	毛利下隆男	
合併協議会 事務局	事務局長	東谷寛明				
	班員	土手三生				
	班員	平井和則				
	班員	仁城靖雄				
	班員	猪垣英治				
会議次第	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 議 題
  - ( 1 ) 協議事項
  - ( 2 ) 報告事項
  - ( 3 ) 会議録署名委員の指名
  - ( 4 ) その他
- 5 閉 会

## 会議の経過

土手班員	<p>皆様方には夜分又大変お忙しいところ、本日の会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ご案内の時刻となりましたので、ただ今から「第17回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会」を開催させていただきます。</p> <p>本日の会議は、次第に沿って進行させていただきます。それでは開会にあたり、合併協議会会長の平口大柿町長がごあいさつを申し上げます。それでは平口会長よろしくお願いいたします。</p>
平口会長	<p>どなたも、こんばんは。昼間お疲れのところこのようにお集まりをいただきまして、大変感謝いたしております。また、顧問の先生方もお忙しい中、お出でをいただきまして、私達を励ましていただくことと存じます。ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。</p> <p>ひと言ごあいさつを申し上げます。お盆が過ぎてようやく朝夕は涼しい風が吹くと思っておりましたが、かえって梅雨と猛暑の繰り返しが続いております。しかし、自然は不思議なもので、この暑さの中にコスモスが自然に花を開いております。</p> <p>さて、昨年12月3日以来の法定協議会でございます、まさに久しぶりの感がいたします。長い間、正常な運営が出来なかったことに対して、皆さんや住民の皆さんに大変申し訳なく思っているところでございます。こうした時間の経過によりまして、協議会の委員さんも異動が出て参りました。後ほどご紹介いたしたいと存じます。また、4月に行われました統一地方選挙におきまして、江田島町では曾根町長さんが初当選。能美町では大津町長さんが再選の栄を得られました。なお、沖美町の町長さんには、NLPの問題で辞任されました谷本前町長さんの後に統一地方選挙の前に松井町長さんがご就任になられているわけでございます。このような経緯を踏まえて、本年5月以降、四人の町長が再三、協議をいたしまして江能四町の合併に向けて努力しようとの意見の一致をみることができたのでございます。そうして、昨年12月3日以降、能美町からご提案のありました住民投票によって、住民の意思を確かめることが不調に終わり、沖美、大柿町で提案いたしましたアンケート調査も不発に終わった経緯を踏まえまして、この度は、アンケート投票の制度によりまして、住民の皆さんの意思を聞くことといたしまして、本日、ご提案の運びになった次第でございます。</p>

	<p>ます。極めて重要な案件でありますので、慎重の上にも慎重に、しかも活発な議論が行われることを期待いたしているところでございます。詳しくは提案理由の際に更に申し上げたいと存じます。言葉足らずでございますけれども以上をもちまして開会のごあいさつといたします。ありがとうございました。</p>
土 手 班 員	<p>続きまして、副会長の江田島町、能美町、沖美町の三町長にごあいさつをいただきたいと思います。初めに江田島町長の曽根薫様よろしくお願いいいたします。</p>
曾 根 副 会 長	<p>皆様、こんばんは。私は、四町が仲良く一つになって。を柱に町長をさせていただいて、初めてこの合併協議会へ出席しております。江田島町長の曽根薫でございます。よろしくお願いいいたします。</p>
土 手 班 員	<p>続きまして、能美町長大津克彦様よろしくお願いいいたします。</p>
大 津 副 会 長	<p>能美町の大津克彦でございます。ご苦労さまでございます。今日、第17回合併協議会が開催されますことを、本当に長い期間休止していた訳でございますが、先ほど、会長のごあいさつにもございましたように、四町長会議等、回を重ねましてこうした合併協議会が開催されるようになった次第でございます。私も4月の統一選で再度立候補させていただきまして、住民の皆様の信託を得まして当選の栄を授けていただいたところでございます。私が、特に住民の為になる合併を目指しまして、皆様方と十分なる協議を進め、四町合併が出来るよう、精一杯、議会と一体となって、がんばる所存でございます。どうぞ、よろしくお願いいいたします。</p>
土 手 班 員	<p>沖美町長松井晃様よろしくお願いいいたします。</p>
松 井 副 会 長	<p>沖美町長の松井でございます。私は、先般の選挙におきまして、江能の合併なくして、江能の活性化はないということで当選をさせていただきました。ご覧のように若輩でございますが、平口会長さんを中心に三人の副会長で補佐しながら、1日も早い江能の合併の実現に向けて全力で当たっていきたいと思います。委員の皆様方のご指導、ご鞭撻を心よりお願いをいたします。よろしくお願いいいたします。</p>

土手班員	次に、顧問にご就任いただいております、広島県議会議員の先生方よりごあいさつを頂戴いたしたいと思っております。初めに、安芸郡選出、山田利明様、よろしく願いいたします。
山田顧問	皆さん、こんばんは。ご紹介いただきました山田でございます。先ほど、平口会長の方から説明がございましたが、私達、いつかいつかと心待ちにしておりました。久方ぶりにこうして協議会がもたれるということで、参ったわけでございます。どうぞ、皆様方、幾多の思いはあろうと思っておりますが、ひとつそこからあたりを和やかな中に、前に進めるような実りある会合になりますよう、心から念じまして、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。
土手班員	同じく安芸郡選出の河原実俊様、よろしく願いいたします。
河原顧問	安芸郡の河原でございます。久しぶりの合併協議会。こうして皆様のご熱意とご努力で、開催の運びになりました。この間、四町におかれましては格別のご努力があったと伺っております。私は、最初に出席をさせてもらったときに民主主義というものには時間がかかる。そう申し上げた記憶がございますが、時間をかけて、今日、江能はひとつという皆様方の共通のゴールを目指して、今日はそのまさに実質的な出発の日であるというように思っております。委員の皆様方、どうぞ格別なご努力を賜りまして、当初の目標を見事に達成をされますように、格段のご尽力を心からご期待を申し上げます。よろしく願いを申し上げます。ありがとうございました。
土手班員	佐伯郡選出の沖井修様、よろしく願いいたします。
沖井顧問	皆さん、こんばんは。残暑が厳しい中でございますけれども、ひと言、お見舞い申し上げます。ところで、合併協議会が9カ月ぶりに再開できましたことを本当にうれしく思っております。その間、色々、皆様方もそれぞれの立場からご苦労いただいたこと、また、その点につきましても敬意を評したいと思います。そうした努力はこれからの協議会で乗り越えていただきまして、合併の実現に向けて一致協力の形で江能四町が新しい時代にふさわしい発展ができるような行政体になってもらうことを願っております。どうぞ、これからも一層のご尽力を本協議会に、皆様方をお願い申し上げましてあいさつに代えさせて

<p>土 手 班 員</p>	<p>いただきます。本当にうれしく思っております。ありがとうございます。</p> <p>先生方には、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして、また貴重なお言葉をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>本日の会議には、在任委員 41 名中出席者 38 名、欠席者は 3 名でございます。よって協議会規約第 10 条第 1 項の規定によりまして、委員の 2 分の 1 以上の出席があり、会議成立の定足数に達しておりますことをご報告させていただきます。</p> <p>それでは、協議に入る前に昨年 12 月の合併協議会以降、約半数の委員の方の改選がありましたので、この場で全委員さんのご紹介をさせていただきたいと思っております。順次、お名前を読み上げますので、申し訳ございませんが、その場でご起立くださるようよろしくお願いいたします。</p> <p>&lt;出席委員の紹介&gt;</p> <p>それでは、早速協議に入りたいと思っておりますが、協議会規約によりまして、議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行は平口会長にお願いいたします。</p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>それでは、協議事項「江田島町、能美町、沖美町及び大柿町の合併に関する住民アンケート投票の実施」について、ご協議させていただきたいと存じます。</p> <p>会議の前にこれまでの経過について私の方から、ご説明申し上げます。また、後ほど能美町長さんからもお願いをいたしたいと考えております。</p> <p>本案をご提案するに至るまでに、先にあいさつの中で申し上げましたように、約 10 回の四町長の会議を開いたわけでございます。その間、江田島町曾根町長さんを初め、色々な方々の色々な形での折衝、あるいは協議を経て、ようやく原案の作成となった次第でございます。実施の上で可能な限り住民の意向を探り、しかも公平に、そして不正の防止、また開票の正確さなどなど、色々な面から検討をいたしたつもりでございます。これから案の説明を行いますのでよろしくご審議いただきたいと思います。</p> <p>なお、本議案は本日決定しないで、それぞれ自分の町にお持ち帰りいただき、十分検討をお願いいたしたいと考えておりま</p>

す。また、住民の皆さんに十分な上にもしつかりと趣旨の徹底をお願いいたしたいとこのように考えております。次の法定協には各町のこの案に対するご意見及び住民PRの方法等をご報告いただきたいと考えております。なお、設問は当初『既定の新市の名称「江田島市」で四町合併することは良いですか』ということでしたが、能美町からのご要望によりまして、これを『4町合併をするに当たって、新市の名称は既定の「江田島市」で良いですか』と変更されました。これは、9月1日の四町長・議長会議及び続いて開かれた拡大会議で提案要望され、全会一致をみたものであります。このことは既に以前の設問によってマスコミや各町の議会また色々な形での会合において報道されております関係上、その訂正をしなければならないとあえてこの場で申し上げた次第でございます。なお、能美町長さんより法定協の脱会決議の取消し議決など、一連の動きについて簡単にご報告いただければありがたいと存じます。以上で私の経過報告といたします。

大津副会長

能美町の大津でございます。ただ今、平口会長さんの方よりこれまでの経緯、経過報告があったわけですが、特にこの5月以降四町長会議におきまして、この江能四町の合併につきまして、どういう方向で住民のために四町が一つになる合併を進めるということで、協議した中で、先ほどありましたように本日の議題であります「住民アンケート投票」の実施についてということで、四町長会議で大枠の骨子ができたわけでございます。それを踏まえまして私は、能美町議会合併問題調査特別委員会の方へ、その都度、四町合併につきまして四町長会議の重要なところは報告させていただいていたところでございます。特に能美町におきましては、合併協議会脱退決議を平成14年6月14日に可決しているということもございまして、合併問題調査特別委員会で、この合併についての方向付け等を協議した結果、特に、脱退決議について協議させていただいた訳でございます。そうした中で8月22日に能美町議会臨時会を招集させていただきまして、議員提案による「江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会からの脱退決議を解除する決議」を可決していただいたこととございます。そうしたことも8月23日の四町長会議で報告させていただきまして、また、本年1月24日、私が四町長会議におきまして、このままの状況では合併も休止の状況のままということで、合併協議会の解散の申し入れもさせていただいていたところとございますが、その

	<p>件につきましても、これから、能美町の脱退決議撤回を議決していただきましたので、解散の申し入れの撤回もさせていただいたところでございます。特に、これから能美町としましても先ほどごあいさつの中で触れさせていただきましたが、議会と一体となってよりよい町づくりにつながる新市誕生を目指し、合併協議会に参画させていただいたところでございます。今後、合併協議会の審議はお互い十分審議を尽くし住民のためになる合併をお願いさせていただいたところでございます。以上、概要でございます。ありがとうございました。</p>
平 口 会 長	<p>ありがとうございました。それでは「江田島町、能美町、沖美町及び大柿町の合併に関する住民アンケート投票実施要綱(案)」について事務局から説明をいたします。説明して下さい。</p>
東谷事務局長	<p>それでは「江田島町、能美町、沖美町及び大柿町の合併に関する住民アンケート投票の実施」についてご説明をいたします。</p> <p>この投票の実施についての説明の内容でございますが、実施要綱、住民アンケート投票スケジュール(案)、住民アンケート投票依頼文。これは素案でございますが、この3つについてご説明をいたします。まず、合併に関する住民アンケート投票実施要綱(案)」についてご説明をいたします。</p> <p>第1条は目的でございます。江田島町、能美町、沖美町及び大柿町の合併に関し、郵送方式による住民アンケート投票を実施することにより、町民の意向を的確に把握することが目的でございます。</p> <p>第2条は実施主体でございます。江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会といたします。第2項は、アンケート投票の実施に当たっては、事務の適切な執行を確保するために、関係町長に協力を求めるとともに、町民に対してはアンケート投票の趣旨・目的の周知徹底を図り、その参加と協力を得るように努めなければならないとしています。なお、目的の周知徹底を図るとありますが、町広報紙に掲載などでPRを図って参ります。</p> <p>第3条はアンケート投票の対象区域でございます。これは、江田島町、能美町、沖美町、大柿町でございます。</p> <p>第4条は、アンケート投票の投票項目及び集計区分でございます。投票項目は、次の一点として全域で集計するものでございます。第2項で、投票項目は『4町合併するに当たって、新市の名称は、既定の「江田島市」で良いですか。』とし、これの</p>

賛否を問うものでございます。第3項は、投票用紙は別記様式のとおりとしております。様式は、この要綱の5頁に添付しております。また、この様式についての詳しいことは、この要綱の説明が終わった後に説明をいたします。

第5条は、投票結果の尊重でございます。協議会、関係町の町長及び町議会は、投票結果を尊重するものとするとしております。

次に第6条でございますが、これは訂正をしていただきたいと存じます。一枚ものでございますが、投票実施要綱(案)の訂正について、1ページということであります。これをご覧いただきたいと存じます。訂正前、訂正後とありますが、要約してご説明をいたしますと、郵便局へ確認した結果、大量の郵便物であるため配達に2日必要ということではございました。1日ではとても配達できないということではございました。よって、訂正前の投票期間開始日の10月10日には、アンケート投票用紙が全員に届かないため、投票期間「平成15年10月10日」を「アンケート投票の投票用紙が到達した日」からに訂正し、アンケート投票用紙の発送日を明確にするため第2項に「投票用紙は平成15年10月9日に発送するものとする。」を加え、第2項の条文を第3項に移動させていただきます。まことに急で申し訳ございませんでした。よろしく願いをいたします。

次に第7条の投票資格者でございます。投票を行うことのできる者は、平成15年9月1日において、関係町の選挙人名簿に登録されている者及び基準日の前日において、選挙人名簿に登録される資格を有する者としております。なお、基準日の前日においてという、分かりにくい表現をしておりますが、これは、登録されなければならない人が登録漏れになっていたということではございまして、いわゆる補正登録の措置でございます。第2項は、会長は、投票資格者を正確に把握するため、投票資格者名簿を作成することにしております。第3項では、投票資格者名簿は各町の選挙人名簿を使用するというものでございます。

第8条は投票資格者名簿でございます。氏名、住所、性別、生年月日を記載するというようにしております。

第9条でございます。アンケート投票の方法でございますが、郵送方式により実施し、1人1票で無記名といたします。第2項は、アンケート投票用紙に自らの意志に合致する項目の該当欄に自らの記号を記載しなければならないとしております。これは、先ほど言いましたように5頁の様式のものでござい

す。第3項でございますが、投票用紙の所定の場所に、封印シールを貼付しなければならないとしております。シールを貼る理由でございますが、一番目にプライバシーの保護。2番目に不正防止を考えております。ここで、シールを貼るか貼らないかという問題がありますけれども、事務局案ではシールを貼るという提案をさせていただきます。これはまたご審議願いたいと存じます。

第10条アンケート投票の交付及び回収でございますが、投票用紙の交付は郵便で行い、回収については郵便または協議会が別に定める方法で行うものとするとしております。協議会が別に定める方法というのは、各町から設置場所を申請してもらって、設置場所は、例えば、支所、出張所、連絡所など管理ができる場所が条件となります。

第11条はアンケート投票の開票でございます。アンケート投票の開票は、開票事務の公平性、透明性を確保するために公開といたします。

第12条、開票管理者でございますが、開票事務のために開票管理者を置きます。第2項は、開票管理者は会長が選任をいたします。第3項は開票管理者に事故があった場合、あるいは欠けた場合において、職務代理者を選任しておくというものでございます。

第13条は開票立会人。開票所に開票立会人を置くことができるとしております。第2項は、開票立会人は原則として江能四町の町民とし、各町の町長の推薦により会長が依頼することにしております。第3項は、開票立会人は開票の立会いを行います。第4項では、開票立会人の定数は町ごとに一人とし計4人とします。

第14条、開票所の設置でございますが、開票所は大柿町中央公民館。この場所でございます。

第15条、開票日ですが、平成15年10月18日午前9時から開始をいたします。

第16条の開票でございますが、開票管理者は投票を点検しなければならないことになっております。第2項は、開票管理者は、得票数を計算しなければならないことになっております。第3項は、開票管理者は、投票の点検が終わったときは、直ちにその結果を会長に報告いたします。

第17条でございますが、開票の場合の投票の効力の決定。投票の効力は開票立会人の意見を聞き、開票管理者が決定をいたします。その決定に当たっては、その投票を次条に違反しな

い限りにおいて、有効とするようにしなければならないということになっております。

18条は前条の17条を受けて無効投票のことを書いております。次の各号のいずれかに該当する回答は、無効とするということでございます。1号は所定の投票用紙を用いないもの。2号は投票項目において、2以上の選択肢に の記号を記載したものの。第3号は何ら記載のないもの。いわゆる白紙でございます。第4号は、いずれの選択肢を選択したのか確認し難いもの。第5号は開票前において投票用紙の所定の場所に、封印シールの貼付がないもの。第6号は、開票管理者が無効と認定したものでございます。

第19条は、開票結果の公表でございます。会長は、アンケート投票の結果が判明したときは、次の事項を速やかに公表するとしております。第1号は、投票の総数。第2号は、投票項目の選択肢ごとの有効回答数及び無効回答数でございます。

次に20条の委任でございます。この要綱に定めるもののほか、アンケート投票の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めることにしております。

次に附則でございます。第1項は、この要綱は、平成15年月 日から施行するということでございますが、月日につきましては、議決があった日となりますので、まだここは決まっておられません。第2項は、この要綱はアンケート投票の結果の公表をもって、その効力を失うこととなります。

それでは、6頁の住民アンケート投票スケジュール案をお開き下さい。これは住民アンケート投票に関するスケジュールでございます。全体作業、それから事務局の作業と分けてあります。日程的に非常に厳しいものがあるようでございますけれども、がんばって参りたいと思います。また、後ほどこのスケジュールについてはご覧になっていただきたいと存じます。

次に素案とあります、折ったものでございます。左肩に素案と書いておまして、上の真ん中に網掛けの「江田島町、能美町、沖美町及び大柿町の合併に関する住民アンケート投票」ご協力のお願いでございますけれども、住民アンケート投票をするに当たりアンケート投票用紙とともに同封するご協力のお願ひ。それから、住民アンケート投票実施までの経緯。住民アンケート投票について。それから、最後の頁は住民アンケート投票の仕方について記述しております。本日のところは素案で、今後、筆を加えなければならない部分があると思っております。大筋として、このようなスタイル、内容で出したいと考えてお

	<p>りますのでご理解をお願いいたします。</p> <p>それでは、アンケート投票用紙についてご説明をいたします。それではパネルでご説明をいたします。暗くて見えにくいかもしれませんが分かりませんが、記述しているものを読みます。一番上に住民アンケート投票 投票用紙と書いてあります。設問として、「4町合併するに当たって、新市の名称は、既定の「江田島市」で良いですか。」という設問をしております。この中には、賛成の人は“はい”、反対の人は“いいえ”というようにどちらかに をしていただくこととなります。その下に注意事項で、該当の左に を記入してください。“はい”か“いいえ”のところに をしてもらおうということでございます。記入が終わりましたら、封印シールを貼って下さいということで、これがシールでございます。この中の青い紙をとりますと貼ることができます。この封印シールでございますが、シールは一度貼りますと再び貼ることはできません。もう一度言いますと、このシールは、一度貼りますと再び貼ることはできません。一回貼って書き直そうと思って剥ぎますと次は貼れないということでございます。これが投票用紙の案でございます。</p> <p>以上で「江田島町、能美町、沖美町及び大柿町の合併に関する住民アンケート投票実施要綱(案)」についての説明を終わります。よろしくをお願いいたします。</p>
平 口 会 長	<p>以上につきまして、ご意見又はご質問等ございましたらご発言下さい。手を挙げて下さい。マイクを持って参ります。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
山 木 委 員	<p>江田島町の山木です。よろしく申し上げます。住民アンケート投票の広報紙で、色々やられて町民に呼びかける訳であります。投票率が低い場合にはどのようにされるのかお伺いいたします。</p>
平 口 会 長	<p>色々検討をした訳でございますけれど、結論から申し上げますと、投票率に関係なく有効投票をもって決定するというのが、一番ベターではないかと考えております。</p> <p>どうぞ遠慮はいりませんので、どなたからでも結構です。</p>
西 中 委 員	<p>沖美町の活性化委員長の西中でございます。江田島町、能美町、沖美町及び大柿町の合併に関する住民アンケート投票実施要綱(案)第5条に投票結果の尊重というのがございますが、</p>

	<p>この尊重という意味は軽くにとっていいのか、それとも厳粛な選挙で間違いがないと、にとっていいのか。その尊重という言葉が気になるのですが、選挙の結果となると、これは厳粛にとらなければいけないと私達は考えます。また、この議会も真摯で物事を考えていただけるのではないかという感覚は、今からずっと持っているつもりでございますが、その尊重という言葉、私から言えば厳守と、決まりは決まりとしていいのか、そこらを聞かせてほしいと思います。</p>
平口会長	<p>尊重とは読んで字のごとくでございます、その結果をお互いに尊重し合うという意味でございます、出た数字は出た数字として、お互いに認め合おうということでございます。</p>
西中委員	<p>沖美町の西中でございます。分かったような分からないような言葉で、はっきり私には分からないのですが、一応、この41名は紳士として紳士の決め事ということで、考えてよいという尊重という言葉でしょうね。</p>
平口会長	<p>私、個人の考え方ですけれども、私、個人の気持ちからしますと、この項目はなくても当然数字が出たもの、また、皆さんが多数で決めたものは守るべきだと思っております。それをあえて尊重という言葉を使うところに、過去の難しさもあったのではなかろうかと思っておりますが、そういう意味で、お互いに紳士で、守るべきものは守っていきこう。結論は結論を付けていきこうというようにご理解いただきたいと存じます。</p>
西中委員	<p>はい。よく分かりました。それを皆さんが、身をもってがんばっていただきたいと思っておりますので、皆様方がご理解をしてもらえれば一番良いと思っておりましたので言わせてもらいました。</p>
平口会長	<p>はい、どうぞ。</p>
辻井委員	<p>沖美町の辻井でございます。今の5条の関連でございますが、ここにいる41人の中での尊重ということは確かに分かります。みんな紳士です。しかし、5条に書いてありますように、協議会は関係町の町長及び町議会は投票結果を尊重するものとする、町長、議会ということが書いてあります。当然、これは、このアンケートは法的根拠があるのかないのかということもあろうかと思っております。しかし、たとえ法的根拠があったとし</p>

	<p>ても、各町の議会が、町長さんはしょっちゅう集まれて、再開までこぎつけられたのですから、紳士の中で落ち着くと思います。例えば、町民とか議会とかといったところで、納得ができないということがあれば、今までのことが繰り返しとなる可能性も無きにしもあらずではないかと、私は懸念します。従いまして、ここで各町がこの法定協議会が作った要綱第5条については、尊重しますよという裏づけといったものがあるかどうか。そこまで、きちっとしておかないとこの協議会が、また曖昧なとかいうことの批判を、私は、委員として色々な方面からの議会の運営についての批判を受けております。そういったところへまた返っていくのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
平口会長	<p>この実施要綱案そのものは、法的根拠はなくてお互いの信頼の上にたって住民の意思を聞くためにはこういう方法が一番良からうということで、練り上げたものでございます。ですから、お互いにその結果を尊重して大事に自分達が決めたことは、自分達で守らないと民主主義もあつたものではないということでもありますので、あえて言いますとご指摘のように、町長と議会が守るのでなくて、法定協議会も守るし、住民、ここでいう有権者の人も守っていただくという文面にするのが、一番妥当ではないかと思う訳でございます、そのへんにつきましては、更に、次の回までに勉強させていただきたいとこのように思います。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
田中委員	<p>大柿町の田中ですが、尊重するとかしないとかいう話が出ているのですが、私は、今回のアンケートというのは、最後の切り札を切ったと思っています。それは本来なら法定協議会で決定しなければいけないことが、四町の有権者の皆さんに判断を仰ぐということになったということなので、どこの国でも住民の方が下した決定には従うということが、従うか従わないかという話をするのではなく、町民が下した判断ということは何人も従わなければ、民主主義というものは成り立たないわけなので、議会とか町長とか住民とかいう話をする事自体がナンセンスな話で、これは当然なこととして従うというのが、当たり前と私はそういう感覚でおります。</p>
平口会長	<p>はい、どうぞ。</p>

<p>新家（勇二）委員</p>	<p>能美町の新家でございます。実施要綱6頁のスケジュールのことなのですが、9月中旬に合併協議会実施の決定及び詳細の決定が9月16日となっておりますが、その時に実施要綱、あるいはアンケート投票ご協力のお願い素案について、能美町としても持ち帰って、ここがおかしいということが出た場合には、9月16日に決定できない可能性があるのですが、そうなった場合のスケジュール等はどうなっていくのかということを経務局の方でもよろしくお願ひします。</p>
<p>平口会長</p>	<p>本日、この案をお持ち帰りいただくということでございまして、早急に各町で議会特別委員会の招集、説明もありませんし、中には住民説明会を開くところもあろうかと思ひます。そうした形で、住民にPRをしていただひて、色々な形があろうかと思ひますが、それは各町にお任せすると思ひまして、この案で進もうではないかということを経、9月16日の次の法定協議会を開きたいと思ひていますので、その席でご報告をいただきたいと思ひますし、できれば、その前にこのような意見が出たといったものをお知らせをいただひたらありがたいとこのように考へておひます。</p>
<p>新家（勇二）委員</p>	<p>順調に、この素案で行けば問題ないと思ひますが、そういう意味を含めてお伺ひしましたので、本日が8日で16日なので、そこらが何とかクリアできれば問題ないと思ひますが、よろしくお願ひします。</p>
<p>平口会長</p>	<p>はい。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>丸上委員</p>	<p>沖美町の丸上と申します。能美町の協議会復歸を歓迎したいと思ひます。質問を1つしたいと思ひます。この要綱案に選挙人名簿と2、3カ所に出ています。ということは公職選挙法の形式をお借りしていると取れる話だと思ひます。そうすると公民権停止の方が少数ではありますが、四町には何名かいらっしやいます。公民権は裁判所が審判して奪った権利であります。公民権停止者は名簿には入ってきませんので、私とすれば、数が少ないのですが貴重な人権に関わる問題と思ひますので、アンケートに答える権利は公民権ではなくて、市民権の範疇に入る権利でありますから、我々法定協議会には市民権を奪うような権限はないと思ひますので、この点を16日までにもう一度</p>

<p>平 口 会 長</p>	<p>考慮していただきたいと思います。</p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>はい、一度検討してみたいと思います。 他にございませんか。</p>
<p>辻 井 委 員</p>	<p>沖美町の辻井でございます。投票者の範囲ですけれども、沖美町全体とは言えないかもわかりませんが、今までのことを引きずっては困るのだろうとは思いますが、そうでなく、将来を担う青年、例えば18歳以上、選挙権ということだけではなく、18歳以上というぐらいでの投票ということは考えられないのでしょうか。それと8月24日の中国新聞で承知した訳ですけれども、四町長会議のときに投票案を色々とお考えになるときに、問題として不正防止について結論が出ず、助役級で考え直すと新聞に載っていました。その不正防止とはどういうことなのか。どの範囲を言われるのか。先ほど公職選挙法の問題が出ましたけれども、そこまではいかないと思いますけれども、どのあたりを想定されているのかお教えいただきたいと思います。それとPRというものがございました。周知徹底させるということが条文に入っております。これは、当然、投票のPRで案を示されているものも当然でございますが、例えば、その他に何かおやりになることがあるのか、例えば、各町におかれまして説明会を開くとかを、お考えになっているのかどうかお教えいただきたいと思います。</p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>一般的にはこの協議会から出した、送るときには封書で送りますけれども回答は中に入っているハガキを投かんしていただくわけですが、その際に、最近コピー技術が大変に発達していますので、コピー機を使ってハガキを大量に印刷することが可能だと思います。そうしたことを防ぐために、封印シールといったものを使って、できるだけそうしたことを防いでいこうという気持ちでございます。当初は、誰が投票したかが分かるようなことをやってほしいという人もおられましたが、そこまで、住民の皆さんを疑う必要はないのではないかと考えているところでございます。それから18歳からの投票はどうだろうかということでございますけれども、選挙事務をおやりになられた方はご存知だろうと思っておりますけれども、実際にいるのかいないのか。あるいは住所があるのかないのか。大変にその判定は難しい訳でございます。各町の住民登録人口と国勢調査の人口は差があるということは、ご理解いただけると思いま</p>

す。そうしてみますと、例えば、その人が本当に大柿町に住んでいるのかどうか。学生で入ったり来たりしているとか。広島市にいたりするというようなことが、難しい判定業務が出てくるのではないかと、これを防ぐのには年に4回選挙人名簿を作ることになっています、その選挙人名簿を準用してやるのが、一番事故が少なく、しかも正確性があるのではなからうかというところから、選挙人名簿を準用することにした訳でございます。それでご理解をいただきたいと存じます。それから、もう一つはPRでございますけれども、住民の方へ送ります封書の中にPRの文書等も入れますし、また各町の広報紙へも書いてもらいます。また、新聞の折り込み、あるいはポスターその他も用意して万全を期していきたいと、このように考えているところでございます。以上です。

中 島 委 員

能美町の商工会長の中島でございます。2、3点お伺いします。まずは、暗礁に乗り上げていました法定合併協議会、デッドロックから下りてこうして、皆さん紳士的に集まって、本当に島の将来の発展と住民の福祉向上を本気になって、法定協が再開されたことは、ご洞見にたけないところであります。先ほど、大柿町の田中議長がおっしゃったとおり、ある意味では、これは最後の切り札だと私も思います。同時に最後は民意に従うということをお伺いして、四町長が何度もお会いになって、ご審議され知恵を絞りに絞られたことと思います。そこで、こういった方法で民意を問おうじゃないかと。民意に従おうということになったことは、私どもも、私としても大賛成でございます。つきましては、先ほどから出ておりますけれども、この投票の透明性、公正さが一番の問題となると思いますので、シール方式も一つの手段、方法だと思います。有効であると思いますけれども、もっともっと透明性を上げるためにどのように全住民の理解が得られるかということについても、是非、ご検討をいただきたいと思うところでございます。それから、アンケート投票の件ですけれども、“ ”をせよという事なのですが、時々、チェックをする人もいらっしやると思います。そのあたりのチェックを認めないのかどうかと。そのあたりは、今後、また事務局の方でルールをお決めになって、選挙立会人が最終判断をされると思いますけれども、そのへんのところもできるだけ、事前においたほうがよいのではなからうかと、チェックが駄目なのであれば駄目と書かなければなりませんし。それと、先ほどありますとおり住民にアンケートを周知徹底させるということ

	<p>がもっとも肝要なところだと思います。従いまして、このアンケート投票は、最後の主権者である民意を問う投票であるということを、しつこいほどPRの際に文書にも書いていただいて、これが、本当に皆さんの最後の気持ちを聞く大切な大切な投票なのですと、よく理解をしていただきたいと、そして、積極的に投票していただきたいと、文言は色々あるかもしれませんが、これを大いに訴えていただきたと思います。以上です。</p>
平口会長	<p>今、私どもで考えているのは、チェックは他字記載でございます。無効になります。また、それらを防ぐのにはどうしたらいいのか、今しばらく検討をいたしたいと思っておりますけれども、開票の公平性、スピード性を考えますときに問題が出はしないかと思ったりもしております。もう少し検討させてください。 はい、どうぞ。</p>
濱野委員	<p>大柿町の濱野です。私だけが分かっていないのかも分かりませんが、この結果、“はい”が多い場合はどう進めていくのか。それから、“いいえ”が多い場合は今後どうするのか。これが、このパンフレットを見ても見当たらないのですが、投票者はそれが必要なのではないのでしょうか。それを知って投票するというのを。先ほどから、ご説明いただいたのですが、どこにもそういうことがないので。これはパンフレットに盛り込む必要があるのではないかと申し上げます。</p>
平口会長	<p>アンケート投票でございまして、その数字を調べていただいて、それをそれぞれ所管のところへ報告していただく訳でございます。言うなれば、ここの会で言いますとその結果を法定協議会へ出していただく、そして、法定協議会で“ ”が多いとすれば、江田島市で合併を進めていく。“いいえ”が多かったとしたら法定協議会に諮って、現在まで進めた仕事をやめるか、あるいは、やめないで新しい名前を選ぶか。そうしたことを法定協議会に諮るべきだと思います。諮るために、このアンケート調査をする訳でございます。そのようにご理解いただきたと思います。</p>
辻井委員	<p>沖美町の辻井でございます。今の言葉を返すようなのですが、“いいえ”が多かった場合には、今までやってきた仕事をやめるというのはどういう意味ですか。そこまで、おっしゃったのなら全ておっしゃってください。この法定協議会で。</p>

平 口 会 長	私の答えの結論が早すぎたかも分かりませんが、それも当然法定協議会に諮って、決めるべき事柄です。
津 田 委 員	能美町の津田でございます。先ほど、うちの委員長がスケジュールの件でお伺いした訳でございますが、その時に、今日持ち帰ったものを色々審議して、9月16日にここで色々とお話をすると伺ったわけでございますが、あとのスケジュールも込んでおりますので、できることなら早めに各町が色々検討されて16日までに町長会議なり、拡大会議なりを開いていただいて9月16日には、ほぼ結論が出て次へ進むようにしていただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。
曾 根 副 会 長	江田島の町長でございます。色々ご意見をいただきましてありがとうございます。今、私がお答えできる範囲内でございますが、ご質問のあった、いわゆる結果についてはどうするのか。それが実施要綱に謳っていないかとおっしゃるのですね。これも、四町長会議、拡大会議でも随分と議論がございました。私は、数でどうのこうのじゃないじゃないのと。これは、どこまでも民意を反映して、そして、会長が言いますように最終的には法定合併協議会で議論をしていただくということで、私は17日から15会場で住民の方に私達の思いを訴えながら、何が子々孫々に幸せをもたらすかということを考えていただいて、そして、こぞってこのアンケート投票に参画していただくということで話を進めていますので、今、会長が言いましたようにご理解をいただきたいと思います。それから、能美町の議長が申しました、私どもも心配しているのは、タイムリミットから逆算をしまして、この日程がいっぱいでございます。ご祈念いただくように少し早めに議論をして、早めに法定合併協議会で決めたらどうかと貴重なご意見をいただいておりますが、各町ともそれぞれ進めるためには色々準備等もございませぬので、今の日程で進めさせていただきたいというのが、私どもお願いでございます。
前 田 委 員	江田島町の前田でございます。アンケート調査につきましては、各町のそれぞれの委員会等で色々話しをされた結果として、本日出されているのではないかと思います。このことにつきましては、私は江田島に限りましては、過去アンケートは、方法は違いますが、すまいじゃないかというようなことがあって、

この度こうしてアンケートをするということになりましたときに、町長さんの方から、これをやらなければ、先ほどどなたかがおっしゃいましたように、最後の切り札ではないかというようなことがございました。その点で私は実施しないとこの法定協議会が進まないのだということから、私はやむを得ない措置ではないかというように理解させていただいた訳です。その意味で、私はこの過去の経緯というのはよく分かりませんが、このアンケート調査という方法が、良かったか、悪かったかということは、いろいろ民間でも発言はあります。しかし、これはやはりやらないと、この四町合併の法定協議会のその内容が進まないということになりますと、これはどうしてもやっていただかなければしょうがないじゃないかと、理解をさせていただいたわけです。それで、先日の新聞紙上のことを申された委員さんがおられました。新聞紙上にアンケート調査というのは異例の調査だとか、苦肉の策だとかいう表現で報道されておりました。この委員会のアンケート調査については、そういう認識しかないのかなというように思ったわけですが、是非、これからは異例のアンケート調査と言われないように、ひとつ一端決まりましたら多少色々のご異論はあると思いますが、町長さん方をはじめ、議長さん、みんな委員の中におられるわけですから、強かに指導力を発揮していただきまして、是非4町合併が力強く前進するようにひとつよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

平 口 会 長

誠に貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。いつも私達が申し上げておりますように、この四町の将来を見通した場合には、合併しかあり得ないというように思っているところでございます。そのためには、十分に民意に確かめた上で、進んでいこうということでございますので、そうした面につきまして、どうぞご理解をいただきたいと思ひますし、またPR等につきましても出来る限り色々な手を打って参りたいと思ひているわけでございますので、どうぞよろしくお願ひをいたしたいと存じます。

はい、どうぞ。

竹 本 委 員

江田島町の竹本です。先ほど、チェックは駄目だという話がありました。“ ”でなければいけないという。第17条にその投票を次条に違反しない限りにおいて、有効とするようにしなければならぬというように、有効という方を主に捉えてお

	<p>て、その下の18条に無効投票の時には、2つ“ ”をつけてはいけないということがあるけれども、チェックはいけないとか、“ ”でなければいけないとか、そんなことは書いていないのですよね。ただ、これを見ると“ ”をつけなさいと書いてあるだけで、もしかしたらチェックというものが出てくると思うのです。たぶんつけた人は、これは、そちらの“ はい”か“いいえ”かのどちらかへ意思表示をされていると思うのです。もし、それがいけないのであれば、ここに、“ ”以外は無効とか書かなければいけないし、効力の決定の時に見る人がこれは“はい”か“いいえ”か、分かれば、有効にする方がいいのではないのでしょうか。</p>
東谷事務局長	<p>アンケート投票の“ ”以外の例えばチェックが入った時ということですが、これはまた、次の合併協議会までに研究させていただきたいと思っております。研究いたします。どうすれば、分かりやすいかというところを考えてみますので、ご了解をいただきたいと存じます。</p>
平口会長	<p>はい、どうぞ。</p>
新家(勇二)委員	<p>能美町の新家でございます。先ほども言ったスケジュールの事ですが、先ほどの町長さんとかの回答を聞いているのに、うちの場合ですと9月10日に委員会を開きます。そこで、また色々意見があった場合に、事務局等にすぐに意見を持ち寄ってもいいのですが、それが16日に反映されていない。もし、うちの意見を反映したとなったら、他町さんからクレームがつくということになった場合には、意見がまとまらないので16日が不可能となってくると思うのです。日にちだけを強調してやるよりも、そのスケジュールを。例えば、13日なら13日にもう一回話しをして16日にしましょうとかいうのであれば、それは可能ですが、今日の16日だったら、何かトラブルが起こってくる可能性があるので、そこが起こった場合にはどうするのかを答えておいていただきたいのですが。</p>
平口会長	<p>今日のご意見を踏まえまして、四町長会議あるいは拡大会議等も開きまして、今日のご質問の趣旨を皆さんと検討して、早急に結論を下したいとこのように考えております。</p> <p>はい、どうぞ。</p>

新家（毅）委員	江田島町PTA代表の新家です。冒頭で、江田島町の山木委員が投票率のことに関して質問されましたが、約2万6千人の有権者の方がおられるわけですが、ポスト以外の設置場所が今のところまだ決まっていらないようなのですが、特別養護老人ホームとか体の不自由な方が投票できるような所に投票箱を設けるとか、そういうようなことは考えておられるのでしょうか。
東谷事務局長	要綱の説明の中で申しましたけれども、十分管理ができる所ということでございます。例えば特別養護老人ホームとか病院とかいいますと、かなりの数になりまして、不在者投票の方法を取るのと同じようになるわけでございますけれども、今のところそういったような、不在者投票制度のようなものは考えておりません。支所とか出張所とか連絡所を今のところは考えています。
新家（毅）委員	今、言われたことだったら、要するに投票権がありながら老人ホームにおられる方は、投票しなくてもいいということですか。
東谷事務局長	しばらくお待ちください。 老人ホームとか病院とかについては、また各町で協議いたしまして検討して参りたいと思います。よろしく願います。それともう一つ付け加えます。郵便局の人が配達に行ったときに持って帰ってもらうことができます。これは郵便局との確認は済んでおります。例えば病院とか養護老人ホームとかそういった所では、その病院の人が集めて、郵便局の配達に来た人に持って帰ってもらうという方法もとれます。
新家（毅）委員	今の話しだったら、郵便局員さんが一部屋一部屋回わるのですか。
東谷事務局長	配達の際でございます。
新家（毅）委員	配達がない場合は、要するに投票ができないことでしょうか。
東谷事務局長	病院とかそういった老人ホームには必ず、たいがい郵便物が多いでございますので。
新家（毅）委員	たいがいでしょう。その投票期間中に郵便物がなかったら要

<p>曾根副会長</p>	<p>するにその人は投票できないということじゃないですか。そういうことではなく、毎日置いてというのではなく、ある一定の日にちを区切って、何日から何日の間に箱を置いておきますから、入れて下さいとすればいいのではないですか。どうでしょうか。</p> <p>お答えします。一人でも多くの方の民意を反映したいということから、一義的には郵便ポストでしょう。ところがポストは限られていますよね。次は、各出張所とか公的機関の所に公選法に基づく投票箱がありますので、これを責任ある方の管理でもってそこに入れてもらうと。それから3つ目が今、事務局長が説明しましたように、郵便局の局員が配達をされるときに、声かけ運動「まだ住民アンケート投票は出しておられませんか」という声かけ運動をしてもらって、まだ出しておられない年配の方とか、体の不自由な方とかについては、私が差し支えなければお持ち帰りしますよという声かけ運動。この3つを今、事務局の方では考えてくれています。それで、今、事務局長が言いますように、一人でも多くの方の民意を反映するためにどうすればいいかと、今まだ模索をしていますので、ご指摘のように公共的団体とか、あるいは特別養護老人ホームとかでこちらに返すことのできない人の工夫については、また事務局の方で十二分に案を練っていただいて、次の法定協の方へこのようにさせてもらいますよという報告をしてもらいたいと思うので、ご了解をいただきたいと。</p>
<p>新家(毅)委員</p>	<p>丁寧な説明ありがとうございました。</p>
<p>丸上委員</p>	<p>投票の有効、無効の問題で、先ほど竹本委員さんが指摘されましたが、私も同じことを心配しておりまして、私の希望としたら、一票でも民意を尊重する。くみ上げると。これは基本だろうと思いますので、分かりやすく言えば“×”の印以外は意思表示としてくみ上げる方向で検討をしておいていただきたいと思いますので、例えば今のチェック、今ごろ流行ですけど、これは意思表示の一種として公認されたようなあれがありますので、いわゆる“×”以外は採用方向で考えていただければと思っています。それと、アンケートの啓蒙活動、宣伝の一つとして、私は宣伝カー、キャンペーンカーといったものを、一つ提案して気運を盛り上げていただいて、民意を一人でも多く吸収できるように投票率を上げることを考えて欲しいと思って</p>

	<p>おります。キャンペーンカーを一つ提案したいと思います。</p>
平 口 会 長	<p>はい、十分検討させていただきます。 はい、どうぞ。</p>
西 中 委 員	<p>沖美町の西中でございます。ちょっと言うようでございますが、執行部は検討しています。検討しています。また考えています。これはいつ出してもらえるのか私は分かりませんが、これを16日までにどうしても出してもらえるのか。今、皆さん方がこうして話をしましたことを、いつやるのかどうするのか。そこらのところをよくお考えになりまして、検討すると言ってもらわないと。今、言ったように16日にまた色々なことが出てきたときに、そこで16日に決めるのに、その今言ったことがまた検討しますでは、またもめてしまいますよ。だから、そのところをよくはつきりして、それとまた委員さん全体は、各種団体から代表で来ているのだと。こういう気持ちを持った上で、認識を持ってやっていただかななくては。よくお考えになっていただいて、16日にその結論を出していただくことはいいのですよ。しかし、それにまたまたどうするのか、こうするのかと言ったら、16日に決まりませんよ。だから、ここの法定協議会が、各種団体の代表が来ているわけですから、ここで決まったことはこうですと、仕方ないこうだと。そこまで言っていていいかどうか分かりませんが、それぐらいの各種団体の人が責任を持って、ここの法定協議会の権威といえ、少し語弊がありますが、ここで決まったことについての物事を重視してもらいたいというのが、これから真摯に物事が運んでいけるのではないかと思いますので、そこらのけじめを付けておかないと、難しい点が随分出てくると思います。また、これを議会に行ってから、帰ってからまたもう一度やりますから待ってくださいと言ったら、つづまりはつかないと私は思います。そこらを踏まえた、ひとつ皆さん方のまた執行部の方の答弁をしていただきたいと思います。</p>
平 口 会 長	<p>はい、ありがとうございます。物事を決める場合に最低限の規制はどうしても必要であろうかと思います。そうしたことを考えながら、しかもできるだけ皆さんの意向をくみながら早急に検討を致したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。</p>

曾根副会長	<p>補足させていただきますが、非常にありがたいご意見でございます。この法定合併協議会が再スタートするラストチャンスを与えてもらったわけです。それで四町長会議でも随分と議論をして、それから拡大会議でも議論をして、私はこの大綱にほぼもう狂いはないという思いで一応確認をしていただくという意味も含んで、各町がお持ち帰りをいただくと。それで細部的なことが、まだ今もご質問があったようにまだ議論する余地があるだろうということもありますので、一応は各町が持って帰って、しかし、この大綱を提案した以上は、大綱がもうこれであまり狂わないということで、ご理解をいただきたいと、そうして、やはり仲良く四つの町が前進をするということをして十二分にご理解をいただきたいという思いがいっぱいでございます。よろしく願いいたします。</p>
平口会長	<p>よろしゅうございましょうか。</p>
< 委員 >	<p>はい。</p>
平口会長	<p>ついでに申し上げますが、ここに、質問等用紙というものをお配りしております。委員の皆さんで何かありましたら、早急にこれをご提出いただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。</p>
東谷事務局長	<p>今、会長が申しました質問等の用紙でございますが、これは9月10日水曜日でございます。この日までに事務局又は各役場へ提出をお願いしたいと思います。なお、電話での質問は言ったとか、あるいは聞かなかったとかがございますので、質問は必ずこの用紙をお使いくださいますようお願いいたします。よろしく願いいたします。</p>
平口会長	<p>質問も尽きたように存じます。本件につきましては、本日のところは先ほども申し上げましたように、お持ち帰りいただきまして、よく検討をいただきまして次回の協議会で審議いただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。ただ今、申し上げましたように質問は10日の水曜日までに事務局か各町の合併準備室へご提出いただければありがたいと存じます。</p> <p>続きまして、協議第58号「平成14年度江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会決算の認定について」を、事務局より説明申し上げます。</p>

東谷事務局長	<p>それでは、「平成14年度江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会決算の認定について」ご説明をいたします。</p> <p>江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会財務規程第8条第1項に「会長は、毎年度終了後3カ月以内に協議会の決算を調整し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない」と規定されており、平成14年度決算認定について、本協議会にお諮りさせていただきます。毎年度終了後、3カ月以内ということがございますけれど、それまでに合併協議会がありませんでしたので、この協議会に提出させていただいたことを、ご了承をお願いいたします。</p> <p>それでは、資料の3頁をご覧ください。まず、歳入からご説明いたします。(2款)繰越金につきましては、平成13年度決算による繰越金33,343,755円となっています。(3款)諸収入の収入済額860円は、預金利子でございます。以上、収入につきましては総額33,344,615円でございます。</p> <p>次に、歳出の説明に移らせていただきますので、4頁をお開きください。(1款、1項、1目)の合併推進会議費448,626円につきましては、協議会委員さんへの報酬が主な支出となっています。次に、(2項、1目)の事務費6,780,282円につきましては、事務局職員の管理職手当、時間外手当、旅費と、臨時職員の賃金、事務用のパソコンや複写機のリース料などが主な支出となっています。次に、5頁をご覧ください。(2款、1項、1目)の合併準備費7,476,178円につきましては、新市例規策定業務、広報誌及びホームページ制作業務委託料の支出となっています。以上、支出につきましては総額14,705,086円でございます。よって、歳入歳出差引残額は18,639,529円となりました。なお、この剰余金につきましては、次年度へ繰り越すものとさせていただきます。</p> <p>以上で、協議第58号「平成14年度江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会決算について」の説明を終わります。よろしく申し上げます。</p>
平口会長	<p>引き続きまして、決算監査をお願いいたしました、大柿町の濱野監査委員さんにご出席いただいておりますので、濱野監査委員さんから監査報告をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p>
濱野監査委員	<p>監査委員の濱野でございます。決算審査の結果についてご報</p>

	<p>告申し上げます。去る平成15年5月21日に大柿町委員会室において、監査委員である空井委員と私で審査を行いました。会長から提出されました歳入歳出決算書について、それぞれの関係帳簿及び証拠書類等の照合、その他必要な審査を実施いたしました。決算は正確であり、また内容も公正、妥当な経営基準でなされており、適正なものと認定いたしましたので、ご報告申し上げます。以上でございます。</p>
平口会長	<p>ありがとうございました。濱野監査委員におかれましては、お忙しい中、大変ご苦労様でございました。ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑ご意見等ございましたらご発言いただきたいと思います。と存じます。</p>
< 委員 >	<p>異議なし</p>
平口会長	<p>よろしゅうございますか。 はい。 それでは、協議第58号「平成14年度江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会決算について」は認定していただいたものとさせていただきます。ありがとうございます。 次に、協議第59号「第18回合併協議会の日程について」を上程いたします。事務局より説明してください。</p>
東谷事務局長	<p>協議第59号「第18回合併協議会の日程について」を、ご説明いたします。 次回の第18回合併協議会は9月16日火曜日、開催時刻につきましては午後7時ということをお願いしたいと存じます。場所は大柿町中央公民館大集会室。この場所でございます。ご多用とは存じますが、よろしく願いいたします。 以上で、協議第59号「第18回合併協議会の日程について」の説明を終わります。よろしく願いいたします。</p>
平口会長	<p>本案について、ご意見又はご質問ございましたらご発言願います。</p>
< 委員 >	<p>異議なし。</p>
平口会長	<p>異議なしの声が多数でございます。 それでは、協議第59号「第18回合併協議会の日程について</p>

東谷事務局長	<p>て」は、提案のとおりご承認いただいたものとして取り扱わせていただきます。</p> <p>次に、報告第24号「平成15年度江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会予算について」と報告第25号「江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議傍聴規程の一部改正について」を上程いたします。事務局から一括して説明してください。</p> <p>それでは、報告第24号「平成15年度 江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会予算について」と報告第25号「江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議傍聴規程の一部改正について」を、一括してご説明をいたします。</p> <p>報告第24号の説明でございますが、1頁をご覧ください。歳入歳出予算の総額として、第1条に、歳入歳出それぞれ17,000,000円と定めています。第2条でございますが、予算の流用に関しましては、予算支出に当たり款相互間の金額は、必要に応じて流用ができるということにしております。次の2頁をご覧ください。歳入につきましては、主に繰越金を充てておりまして、平成14年度決算見込による繰越金16,998,000円を計上し、諸収入については、預金利息分として1,000円を計上しております。</p> <p>続きまして、歳出に移りますが運営費として5,040,000円。内訳は、合併推進会議費1,062,000円、事務費3,978,000円を計上しています。合併事業費には3,960,000円。この主なものは、広報誌やホームページ制作委託料3,500,000円等でございます。また、予備費として8,000,000円を計上しております。なお、細目につきましては、3頁から6頁をご覧ください。</p> <p>次に、報告第25号「江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議傍聴規程の一部改正について」でございます。</p> <p>住民の方々に広く傍聴する機会を持っていただくため及び傍聴手続きを簡素化するため、傍聴規程の一部を改正したものでございます。内容につきましては、定員50人を100人に改正いたしました。改正前では傍聴人が定員50人を超えた場合は抽選としておりました。また、抽選までは別室で待機をしてもらっていたわけですが、改正後は、先着順で傍聴できることとしました。また、定員100人を超えても会場によっては、会長の判断で傍聴できるということにしたものでございます。</p> <p>以上で、報告第24号と第25号の説明を終わります</p>
--------	--

平口会長	本件について何か、ご質問等ございませんか。 はい、どうぞ。
久保田委員	平成14年度の歳入歳出の差引残高が1,800万余りとなっていますけれど、15年度の繰越金が1,600万余りとなっている。この数字の差はどういうことですか。
東谷事務局長	繰越金でございますが、平成15年度の予算を2月末に編成しました。本来であれば、4月か5月に協議会があればそこで報告できるわけでございますが、これまでなかったということでここまできております。ということで、報告ということでございます。なお、繰越金はまだ14年度の決算ができておりませんので、見込みでしております。14年度はまだ2月の末日でございますので、まだ協議会なり、あるいはそういった支出の必要があるということで、それだけの分の予算を留保しておいたものでございます。14年度の決算につきましては、3月で基本的に締めておりますのでそこで確定して、本日、決算を認定してもらったということで、この差が出ているものでございます。
久保田委員	本当は、確実に決算で先ほど濱野委員から確定したという主旨で出すべきだろうと思うのですが、この点ちょっとまずいのではないかと思うのですが。
東谷事務局長	2月に15年度の予算を編成しておりますので、そのところではまだ繰越金をはっきりしていないということでございます。予算を留保していたということでございます。
久保田委員	厳しいような言い方もわかりませんが、今、15年度の予算は2月に組んだからということですが、今はもう9月です。この間に、この決算が先ほど15年の5月21日に終わっているという時点で、新しい予算は、それに応じて組み方をすべきだと思うのですが、これは執行部の町長さん方はどう思われますか。
松井副会長	早急に補正をさせてもらって対応させてください。お願いします。

久保田委員	分かってもらえればいいです。
平口会長	そのほか、ご質問ございませんか。
< 委員 >	ありません。
平口会長	<p>では、報告の2件につきましてはご承認いただいたものとして、報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、次第「(3)会議録署名委員の指名」について、でございますが、第1回の協議会でご提案申し上げましたとおり、学識経験者の委員の中から順番で、その都度選任させていただきたいと存じます。今回は、江田島町の上松利枝委員と能美町の丸新マサエ委員に会議録署名人として、お願いをいたします。よろしく、お願いいたします。</p> <p>ほかに何か、ご意見はございませんか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
西中委員	<p>沖美町の西中でございます。こうして2年間ほどで休みというか、この会が開かれなかった。またこうして、皆さんの顔ぶれを見ますと、半分まではいきませんが40人の内の14、5名ぐらいが一応変わっていると。各種団体の代表がですね。そのようなことで、2年前からの継続ということでございますたら、今まで色々と40何項目等々と決まったことがあると思います。私たちも初めからずっとおりましたのですが、忘れているところもありますし、また新しく入ってきた人が14、5人いるので、要領点を皆さん方に決まったこと等々をここでまた、次の時に時間があれば、お話を聞かせていただければ、こういうことがあったのだな。こういうことが決まっていたのだなということが皆さん方に分かるのではないかと思います。時間がなければどうしようもございませんが、要望として、皆さん方に、また新しくきた人にやっていただければいいと思いますが、どうでしょうか。</p>
平口会長	<p>ご提案ありがとうございます。新任の委員の皆さんには、先般お集まりいただいて研修会を実施しておりまして、現在までの審議事項のあらましを既にパンフにしてお渡しいたしております。どうぞ、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p> <p>そのほか、ご意見等ございませんか。ないようでございます</p>

閉 会	ので、本日の議事はこれをもって終了いたします。 どなたも、ご苦労様ございました。ありがとうございました。
-----	---

以上、第17回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

平成15年 9月11日

委 員 上 松 利 枝

委 員 丸 新 マサエ